

## 矢板市特定疾患福祉手当要綱

### (目的)

第1条 この事業は、原因が不明であって、治療方法が確立していない難病に罹患した者に対し、特定疾患福祉手当（以下「福祉手当」という。）を支給することにより特定疾患及び保護者等の労苦を見舞うと共に、その福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定疾患 栃木県が定める特定疾患治療研究事業実施要領（平成15年栃木県保健福祉部長通知第380号。次条において「特定疾患要領」という。）第4条に規定する対象疾患に罹患した者又は小児慢性特定疾患治療研究事業実施要領（平成17年栃木県保健福祉部長通知第1000号。次条において「小児特定疾患要領」という。）第3条に規定する対象疾患に罹患した者をいう。
- (2) 保護者等 特定疾患の親権を行なう者、後見人その他の者で、特定疾患者を現に養育し、又は介護する者をいう。

### (受給資格)

第3条 福祉手当の支給を受けることができる者は、特定疾患又は保護者等であって、当該特定疾患が次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 毎年10月1日（以下「基準日」という。）現在において本市に住所を有していること。
- (2) 一般特定疾患医療受給者証（特定疾患要領第7条第3項に規定する一般特定疾患医療受給者証をいう。以下同じ。）又は小児慢性特定疾患医療受診券（小児特定疾患要領第6条第3項に規定する小児慢性特定疾患医療受診券をいう。以下同じ。）の交付を受けていること。

(認定請求)

第4条 特定疾患又は保護者等が福祉手当の支給を受けようとするときは、矢板市特定疾患福祉手当認定請求書（別記様式第1号。以下「認定請求書」という。）に一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 市長は、請求書の提出があった場合において、受給資格を有すると認めるときは、矢板市特定疾患福祉手当受給資格認定通知書（別記様式第2号）により当該受給資格を有すると認める者（以下「受給資格者」という。）に通知する。

(認定請求の却下)

第6条 市長は、認定請求書の提出があった場合において、受給資格がないと認めるときは、矢板市特定疾患福祉手当認定却下通知書（別記様式第3号）により認定請求者へ通知する。

(変更の届出)

第7条 受給資格者は、認定請求書の記載事項に変更が生じた時は、矢板市特定疾患福祉手当変更届（別記様式第4号）により市長へ届け出なければならない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の届出があった場合について準用する。

(受給資格の喪失)

第8条 第5条の認定に係る特定疾患者が基準日においても次の各号のいずれかに該当することになったときは、受給資格を喪失する。

(1) 本市に住所を有しなくなったとき

(2) 死亡したとき

(3) 前2号に掲げるときのほか市長が受給資格を喪失したと認めるとき

2 前項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに特定疾患福祉手当受給資格喪失届（別記様式第5号）により市長へ届け出なければならない。

(福祉手当の額及び支給方法)

第9条 福祉手当の額は、特定疾患1人につき20,000円とし、毎年12月末までに支給する。ただし、当該福祉手当に係る申請が10月1日以降になされた場合にあつては、当該年度の年度末までに支給する。

(現況届の提出)

第10条 受給資格者は、年に一度定められた時期(毎年11月の末日まで)に一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券を添えて矢板市特定疾患福祉手当現況届(別記様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、受給資格者が前項の規定による届を提出しないときは、その者に係る手当の支給を停止することができる。

(手当の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他の不正な行為により福祉手当の支給を受けた者には、手当の返還をさせることができる。

(帳簿の整備)

第12条 この事業の運営にあつては、次の書類を整備し特定疾患の状況を常に把握しておくものとする。

- (1) 特定疾患福祉手当認定請求書(別記様式第1号)
- (2) 特定疾患福祉手当受給資格認定通知書(別記様式第2号)
- (3) 特定疾患福祉手当認定却下通知書(別記様式第3号)
- (4) 特定疾患福祉手当変更届(別記様式第4号)
- (5) 特定疾患福祉手当受給資格喪失届(別記様式第5号)
- (6) 特定疾患福祉手当現況届(別記様式第6号)
- (7) 特定疾患福祉手当支給台帳(別記様式第7号)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為については、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。